

国立保健医療科学院図書館所蔵・内務省衛生局著・流行性感冒。1922.3.

第3回企画展示

# 感染症との闘いの歴史



2020.9.28月 → 12.24木



閉館日 土曜・日曜・祝日  
場所 滋賀県庁新館3階  
Tel 077-528-3126

滋賀県立公文書館  
— SHIGA PREFECTURAL ARCHIVES —

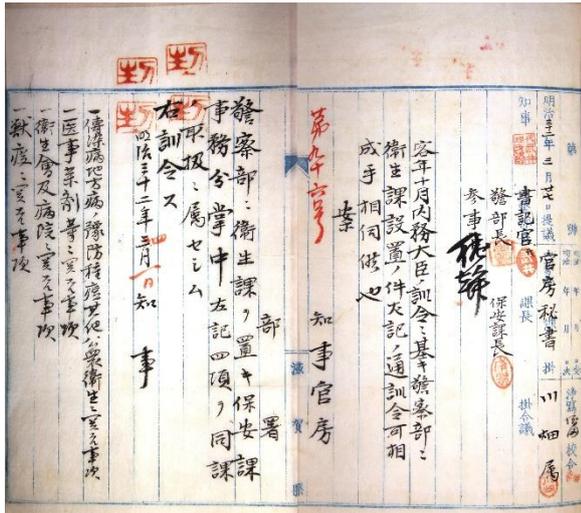
【展示概要】

期間 令和二年九月二十八日(月)～十二月二十四日(木)  
日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)  
午前九時～午後五時  
会場 滋賀県立公文書館(県庁新館三階)  
内容 特定歴史公文書等二十四点およびパネル展示ほか

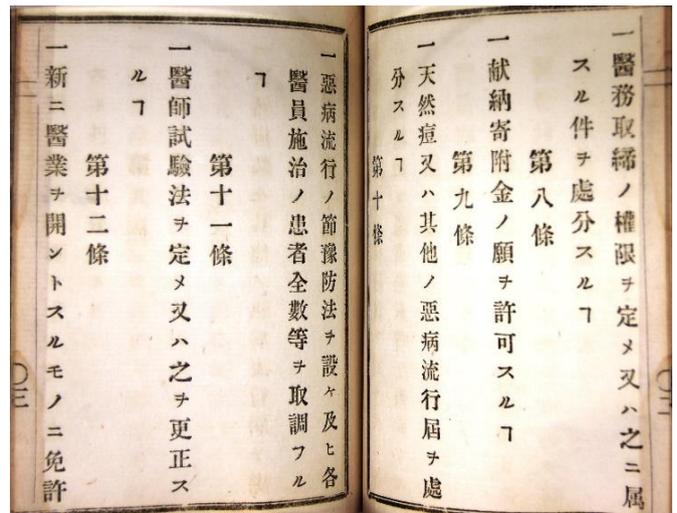
新型コロナウイルス感染症の流行により、多くの命と健康が危険にさらされている今、人々が感染症とどのように向き合い、克服しようとしてきたのかを振り返りたいと思います。

本県では、明治九年に衛生掛を設置して以降、県民の命と健康を守るために様々な取り組みを行ってきました。特に感染症対策は、明治期から力を注いできた分野です。例えば、明治初期のコレラの流行では、病院の建設や検疫の実施などその後を引き継がれる感染症対策の基礎が確立されました。また、滋賀の風土病・マラリアに対しても、県や市が中心となって撲滅に努めました。現在でも繰り返し流行するインフルエンザは、大正七年～十年のスペイン風邪が有名ですが、その際には、二度の「予防心得」を告諭し県民に注意喚起をしています。

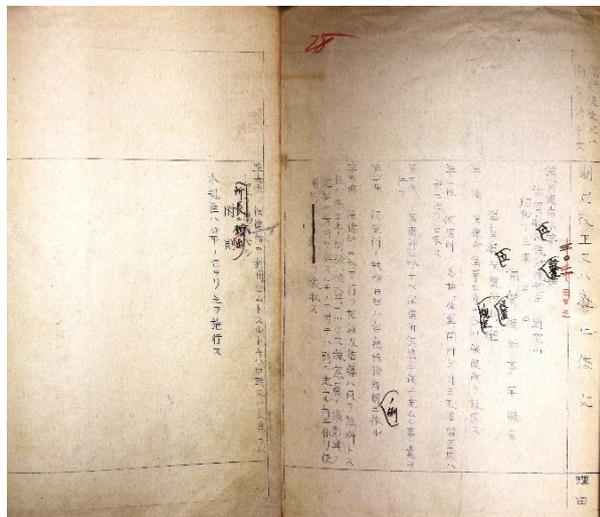
今回の展示では、このような先人たちの感染症との闘いの歴史を、本県の歴史公文書等から御紹介します。



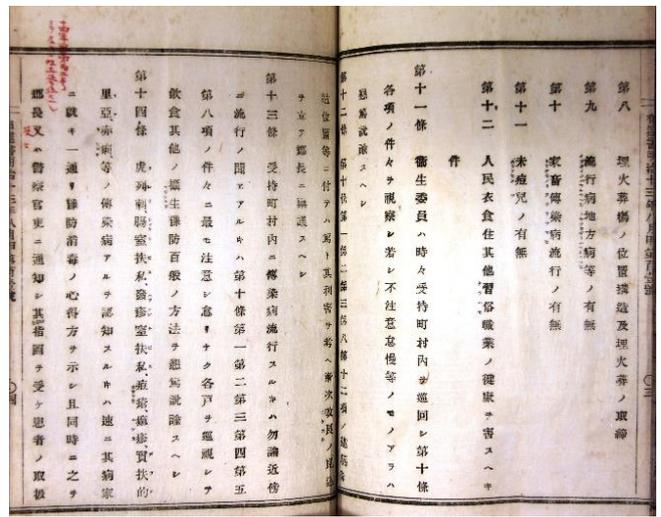
1-3 「警察部に衛生課を置く」明治32年4月1日  
【明い209-3 (1)】



1-1 「衛生掛事務章程」明治9年3月31日【明い249-2 (11)】



1-4 「県立保健所の設置」昭和13年5月14日  
【昭あ100 (303)】



1-2 「町村衛生委員の設置」明治13年8月5日  
【明い112 (104)】

## 第二章 衛生管理行政のはじまり

明治九年、衛生掛として滋賀県にはじめて衛生管理を担当する部署が設置されます。同掛では、種痘と医者、病院、売薬に関する事務と合わせて、悪病が流行した際の対応も行うこととされました(史料1-1)。

明治十三年四月、同掛を廃して衛生課を置き、同時に事務章程も改定しました。また、地方衛生会も設立され、県の衛生管理体制が整えられていきます。

しかし、町村内において実際に人々と接する者がいなければ十分な衛生管理は行えません。そこで、より県民に近い存在として町村衛生委員が設けられ、日々、町村内の清掃・修繕等の点検や、食品衛生、埋葬・火葬場の管理、流行病・未痘児の有無の確認にあたりました(史料1-2)。また、病気の際に加持祈祷やまじないに惑わされ、医療を受けない者への説得も彼らの仕事でした。

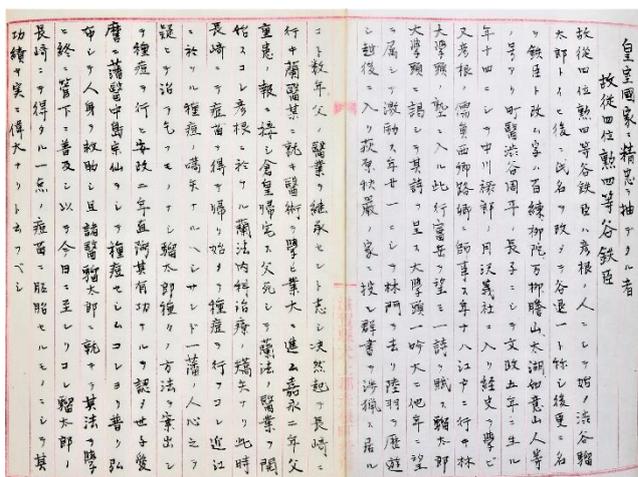
明治二十二年、感染症対策も含めた衛生事務は警察部保安課が担当することになります。さらに同三十二年には、衛生事務を独立させ衛生課を設置し(史料1-3)、以降、昭和二十二年に県衛生部が誕生するまで、滋賀県の衛生管理を警察部が担うこととなります。

このような警察部衛生課による衛生管理に加え、昭和以降導入されるのが保健所による指導です。同十三年に本県初の保健所が長浜に設置されて以降、県民の健康相談事業を中心とした保健衛生指導にあたることとなります(史料1-4)。

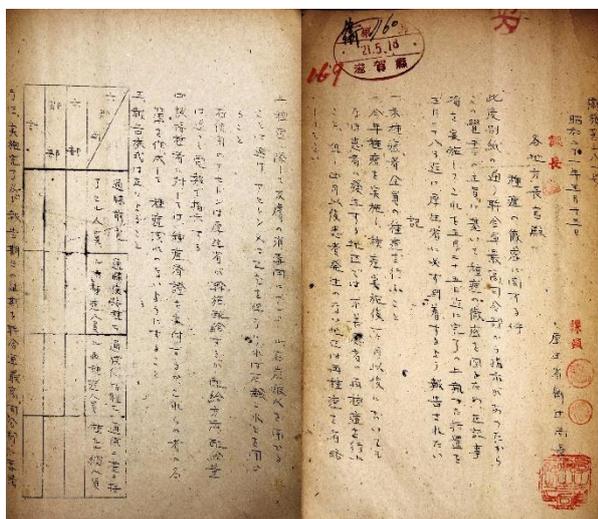




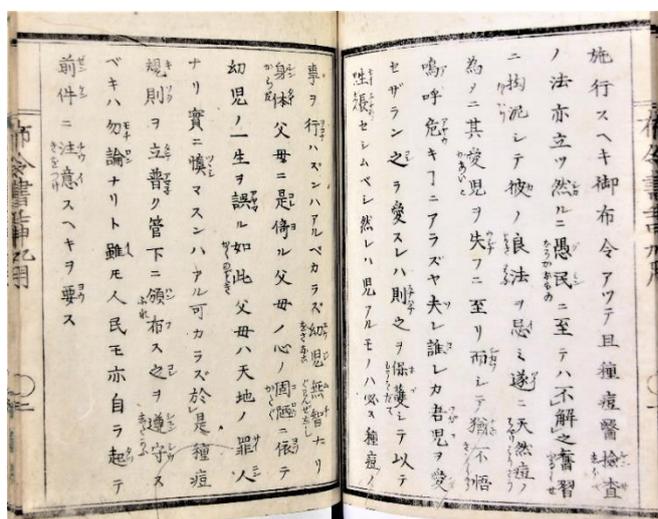
3-3 「寄留者は種痘証携帯の件」明治20年3月3日  
【明い4(9)】



3-1 「谷鉄臣贈位書類」大正6年【大元62(29)】



3-4 「種痘の徹底に関する件」昭和21年5月15日  
【昭そ68(16-9)】



3-2 「種痘規則定む」明治5年9月【明い31-2(24)】

### 第三章 種痘の徹底と天然痘の根絶

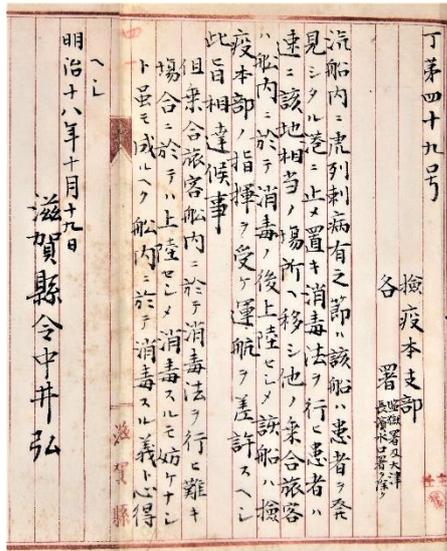
明治期以降、いち早く対策が進み、昭和二十一年を最後に本県から姿を消したのが天然痘です。日本でも幕末に蔓延して以降、多くの感染者を出しました。

天然痘は種痘を実施することによって感染を防ぐことができます。近江で初めて種痘を実施したのは、長崎にて蘭方医学を学んだ彦根藩士・谷鉄臣であるといわれています(史料3-1)。安政二年には井伊直弼も種痘の有効性を認め、種痘は一層普及します。

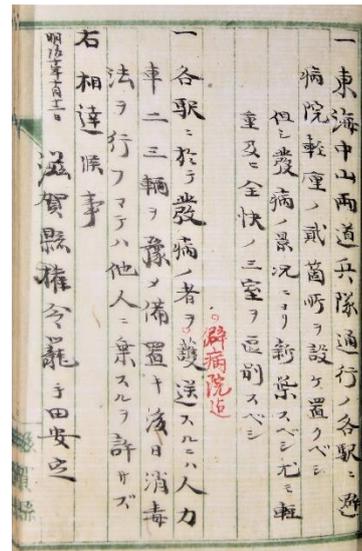
明治になり滋賀県が誕生すると、県の規則として種痘の実施が定められます。その最初の規則は明治五年九月に制定され、当時の松田道之原令は、種痘を受けさせなかったことにより幼児が天然痘に罹り命を落とすようなことがあれば、その父母は「天地ノ罪人」であるとまでいい、種痘の徹底を図りました(史料3-2)。

種痘を徹底するため、接種が済んでいるかどうかは戸籍で管理され、十六歳未満の者が他府県へ、もしくは他府県から寄留する場合は、戸籍証とともに種痘(天然痘)証を携帯し、寄留先へ提出することでその接種を証明する必要がありました。(史料3-3)。

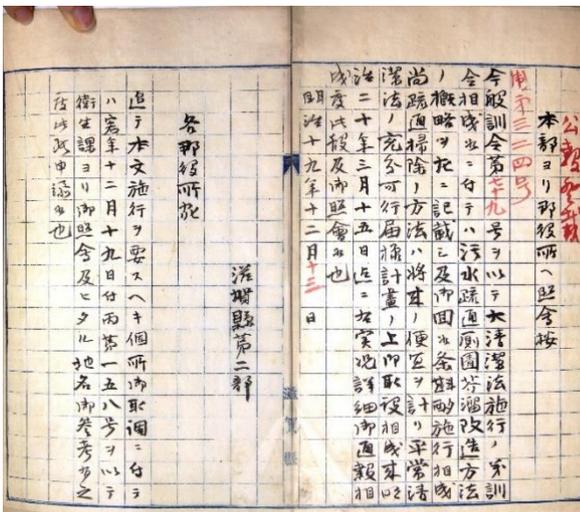
昭和二十一年には外地等からの引揚者の影響により国内で流行し、本県でも一五四人の患者をみますが、これを最後に感染者は確認されていません(史料3-4)。昭和五十五年にはWHOにより「世界天然痘根絶」が宣言されています。天然痘は予防接種の登場とその徹底によって人類が克服した感染症といえます。



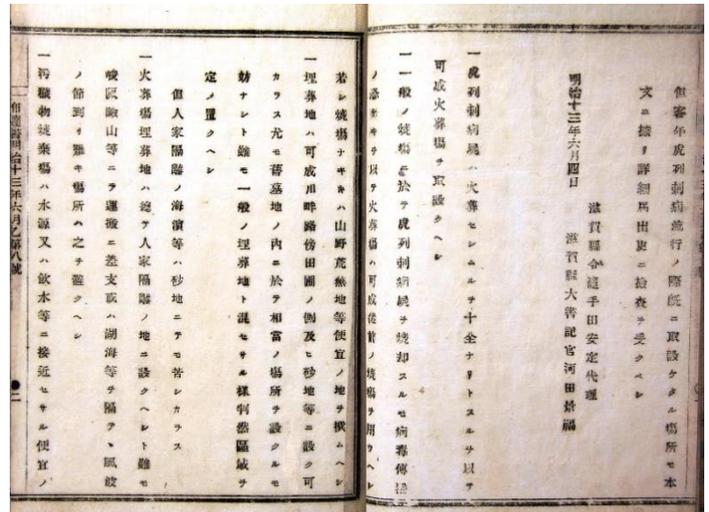
4-3 「湖上汽船での検疫の実施」  
 明治18年10月19日【明い161-1 (41)】



4-1 「避病院の設置」  
 明治10年10月12日【明い92 (195)】



4-4 「終息後の予防清潔方法」  
 明治19年12月13日【明い167 (11)】



4-2 「コレラ病のため火葬場設置等の件達」  
 明治13年(1880)6月4日【明い144-1 (9)】

#### 第四章 コレラの流行と感染症対策の確立

コレラ菌によって激しい嘔吐と下痢を伴う脱水症状に陥るコレラは、十九世紀にインドから世界へ拡大し、日本へも波及しました。

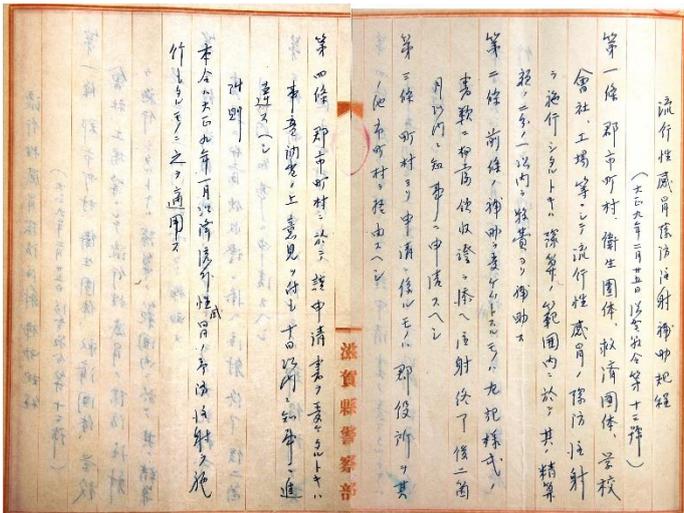
この人々の命と健康を脅かす恐ろしい病に対応するため、様々な感染症対策が確立します。例えば、コレラ病患者を隔離・治療し、感染拡大を防ぐために設置されたのが、避病院です(史料4-1)。コレラに罹った者は原則この病院に収容され、完治した退院者には「格別良全快証」が与えられました。

また、土葬と火葬の混在していた当時、「虎列刺(コレラ)病屍ハ火葬セシムルヲ十全ナリトスル」として、衛生的観点から火葬が推奨され、火葬場の設置が進められます(史料4-2)。

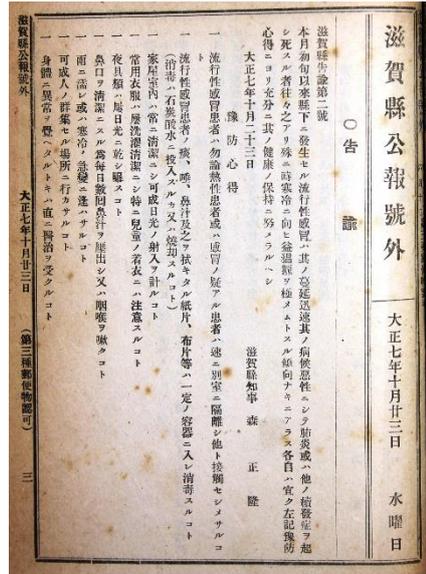
交通の要所での検疫も、コレラの流行に対処するため導入された対策方法といえます。主に海港に設けられた検疫ですが、コレラの流行時には本県にも臨時検疫本部が設けられ、明治十八年には湖上汽船でも検疫が実施されたことがわかります(史料4-3)。

このように、初めは流行が起こるとその都度対処にあたっていましたが、次第に「未発ノ時ニ於テ土地ヲ清潔ナラシムルハ予防方中最モ緊要ナリ」と、事前に予防を行うようになります。特に「汚湿不潔ノ地」は病気が繁殖するとして、下水溝や芥溜などの改良や清掃が行われ、公衆衛生の観念が高まっています(史料4-4)。

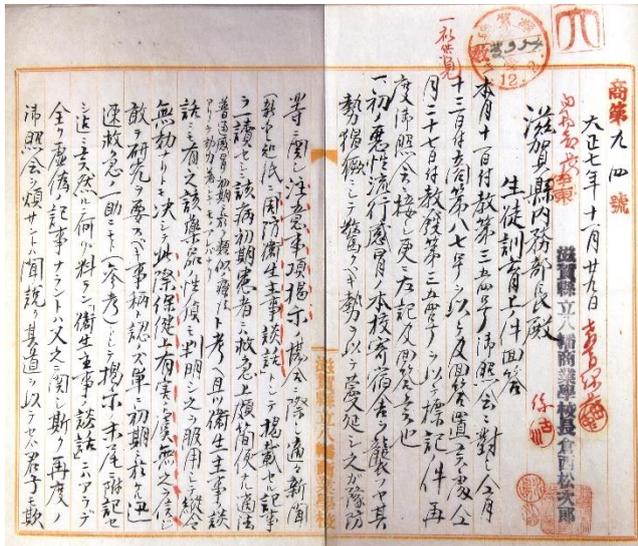




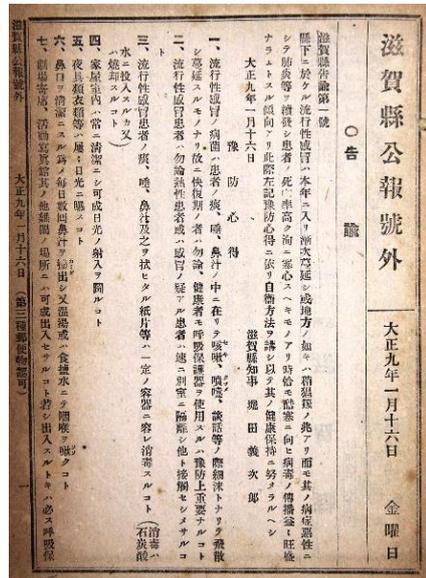
6-3「予防注射費の補助」大正9年2月25日【昭あ34-1(50)】



6-1「予防心得(告諭第2号)」大正7年10月23日  
〔滋賀県公報〕、滋賀県所蔵



6-4「県立八幡商業学校 復命書」大正7年11月7日【大し206(14)】



6-2「予防心得(告諭第1号)」大正9年1月16日  
〔滋賀県公報〕、滋賀県所蔵

## 第六章 繰り返すインフルエンザの流行

インフルエンザは、明治期から度々流行しており、当時は「流行性感冒」と呼ばれていました。特に大流行したのが、大正七年から十年頃のスペイン風邪です。知事はこの非常事態に対して、二度にわたる「予防心得」を告諭し、県民の注意警戒を促しました(史料6-1・6-2)。心得には、患者の「隔離」、「消毒」、「咽喉ヲ嗽ク(うがい)」の実施や「群集セル場所ニ行カサル」、「呼吸保護器(マスク)」の着用などといった、現在にも通ずる予防方法が示されています。しかし、現在感染症対策として一般的な手洗いについては言及されていません。また予防接種を推奨し、その費用の二分の一を県費で補助することとします(史料6-3)。

当時の様子がわかる資料として史料6-4があります。これは、県立八幡商業学校での流行状況や対応について記されたもので、大正七年十月末の時点で約一〇〇人の感染者が発生し、臨時休校措置が取られたようです。学校は感染対策として、掲示板に生徒に向けた注意事項や感染初期の対応について掲示し、その予防に努めました。しかし、この際、新聞の県衛生主事の話を用いし、初期患者は「就寝前酒少量と頗る熱い鰻鮓(うどん)一、二杯を薬と共に服用すべし」と記載したことが、生徒に飲酒を奨励したとして問題となり、県から取り調べを受ける事態にまで発展しました。

戦後も、アジア風邪や香港風邪など繰り返す流行し、感染症との闘いは現在も続いています。

【展示関連年表】

西暦	元号	月	日	出来事	関連資料
-	江戸後期	-	-	彦根藩士・谷鉄臣が近江ではじめての種痘を実施する	3-1
1872	明治5	9	-	種痘規則が定められる	3-2
1876	明治9	3	31	県に衛生掛が置かれ、事務章程が定められる	1-1
1877	明治10	-	-	明治維新後初のコレラの流行が起こる	2-1
		10	12	避病院の設置が指示される	4-1
1880	明治13	4	6	衛生掛が廃止され、衛生課が置かれる	
		8	5	町村衛生委員の設置を指示する	1-2
		6	4	コレラ病死者の火葬のため、火葬場の設置が指示される	4-2
1885	明治18	10	19	コレラ流行のため、臨時検疫本部が設置され、琵琶湖汽船での検疫が実施される	4-3
1885	明治19	12	13	コレラ流行の終息後、下水溝等の改良・清掃が指示される	4-4
1887	明治22			衛生事務が警察部保安課の担当となる	
1899	明治32	4	1	保安課から衛生事務が独立され、警察部衛生課が置かれる	1-3
1918	大正7	-	-	スペイン風邪が流行する（大正10年まで続く）	6-1~4
1926	大正15	-	-	県がマラリア対策に乗り出す	5-1, 2
1936	昭和11	-	-	結核死亡者数が県内過去最多の1616人を記録する	2-4
1938	昭和13	6	4	本県初の保健所が長浜に設置され、県民の健康相談を行う	1-4
1946	昭和21	-	-	引揚者の影響で、県内で天然痘やマラリアが流行する	3-4
		-	-	天然痘の感染者はこの年を最後にゼロとなる	
1947	昭和22			県衛生部が設置される	
1949	昭和24	-	-	彦根市がマラリア対策として彦根城外濠の埋め立てをはじめ	5-3, 4

展示図録 感染症との闘いの歴史  
令和2年（2020年）9月28日

編集・発行

滋賀県立公文書館

〒520-8577

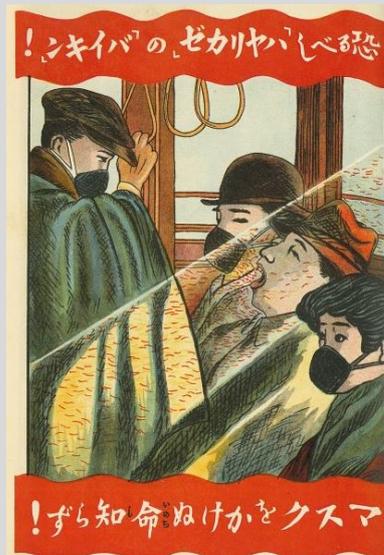
滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県庁新館3階

Tel : 077-528-3126 Fax : 077-528-4813

Mail : archives@pref.shiga.lg.jp

スペイン風邪の予防啓発ポスター



国立保健医療科学院図書館所蔵  
内務省衛生局著、流行性感冒、1922. 3.